

長野市柔道連盟

(昭和 37 年 (1962 年) 4 月 15 日設立)

規約

長野市柔道連盟規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会の名称を、長野市柔道連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、会長の指定するところに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、講道館柔道の普及発展に努めるとともに、青少年の健全なる育成並びに相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会、講習会、研究会、講演会などの開催及び後援
- (2) 青少年に対する指導活動
- (3) 級位の審査に関する事項
- (4) 普及発展に関する事項
- (5) 上部団体の行う事業への参加
- (6) その他必要と認める事業

2 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第3章 組織

(組織・構成)

第5条 本連盟は、長野市並びに上水内地区に在住する者、または勤務する者、通学する者で、全日本柔道連盟に登録した者（名誉会長・顧問は除く）により組織さる。

2 本連盟は、全日本柔道連盟・北信越柔道連盟・長野県柔道連盟・北信柔道連盟の下部組織である。

第4章 役員

(役員の数)

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長（理事） 1名
- (2) 副会長（理事） 3名
- (3) 理事長（理事） 1名
- (4) 理事
 - ア 事務局長 1名
 - イ 専門部理事
 - (ア) 登録部長 1名
 - (イ) 審議部長 1名
 - (ウ) 審判部長 1名
 - (エ) 競技部長 1名
 - (オ) 強化指導部長 1名
 - (カ) 普及部長 1名
 - ウ 会長指名理事
柔道教室、警察、柔整師、高体連、中体連、消防、実業団等
- (5) 監事 2名
- (6) 専門部員
- (7) その他必要と認める役員の配置・指名は、会長の任期内に限り、会長に一任される。

(役員を選出)

第7条 本連盟の役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、会長が指名し、総会の承認を得る。
- (3) 理事長、事務局長、専門部理事は会長が指名し、総会の承認を得る。会長指名理事は、各団体から選出し、総会の承認を得る。
- (4) 監事は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- (5) 専門部員は、専門部長が選出し、会長の承認を得る。

(役員の仕事)

第8条 本連盟の役員の仕事は、次のとおりである。

- (1) 会長は、会務を統括し、連盟を代表する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故有るときは、その職務を代行する。
また、専門部長を兼任することができる。
- (3) 理事長は、理事会を代表して、事業計画、予算等の作成に当たり、本会の会務を掌理する。
- (4) 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき第3条の目的を達成するため、事業の企画立案などに当たるとともに、当該会務を執行する。
- (5) 監事は、本協会の庶務会計の監査に当たる。理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 専門部員は、当該任務を遂行する。
- (7) 事務局長は、庶務一般及び会計を掌理する

(役員任期)

第9条 本連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は3期を限度とする。

- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とし、増員による任期もまた同じ。
- 3 第6条の(7)で選出された役員は、会長の任期内とする。

(専門部)

第10条 本連盟は、その目的達成のために、次の専門部を置く。

- (1) 登録部
全日本柔道連盟登録事務に関すること
- (2) 審議部
段・級位の審議・推薦に関すること
- (3) 審判部
審判員の技術及び資質の向上並びに各種大会の審判員推薦と構成に関すること
- (4) 競技部
各種大会の円滑な運営に関すること
- (5) 強化指導部
柔道技術の向上及び選手強化に関すること
- (6) 普及部
柔道の普及、発展に関すること

第5章 会議

(会議の種類)

第11条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 正副会長会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

(会議・議長・議決)

第12条 本連盟の会議及び議長選出は、次の方法による。

- (1) 総会は、年1回とし年度末に開催する。ただし、必要のある場合は臨時総会を開催することができる。
 - (2) 総会の出席者は、第5条の1項に該当するものとし、総会の議長は会長が務める。
 - (3) 正副会長は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。出席者は、会長・副会長・理事長・事務局長とし、必要に応じて名誉会長・顧問を招集する。議決は、後日理事会に報告する。
 - (4) 理事会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。出席者は、第6条第1項(1)～(5)の役員とし、必要に応じて名誉会長・顧問を招集する。
 - (5) 専門部会は、会長の承認を得て、部長が招集し、議長となる。
 - (6) 各種の会議は、出席者の過半数の賛成により成立する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 2 本協会の規約改正は、理事会で審議し総会の議決を要する。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長 顧問)

第13条 本連盟に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問は本連盟の会長であった者、及び本連盟の事業に特に功績のあった者を、総会において推薦し会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問は会長及び理事会の諮問に応じる。

第7章 会計及び備付帳簿

(会計)

第14条 本連盟の運営費は、全日本柔道連盟登録費、柔道教室会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本連盟の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日までとする。ただし、2月から3月については旧執行部が代行する。

3 予算決算は、総会において承認を得るものとする。

(備付帳簿)

第15条 本連盟に、次の帳簿を備える。

- (1) 金銭出納帳及び会計証拠綴
- (2) 会則関係綴
- (3) 会員・役員名簿

第8章 補則

(補則)

第16条 本連盟の旅費規程、慶弔規程は、別に定める。

2 この規約に定めない事項について、疑義が生じたときには、理事会の議決により解決するものとする。

(付則)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

昭和48年3月18日施行
平成7年3月11日改正
平成15年4月20日改正
平成30年2月11日改正